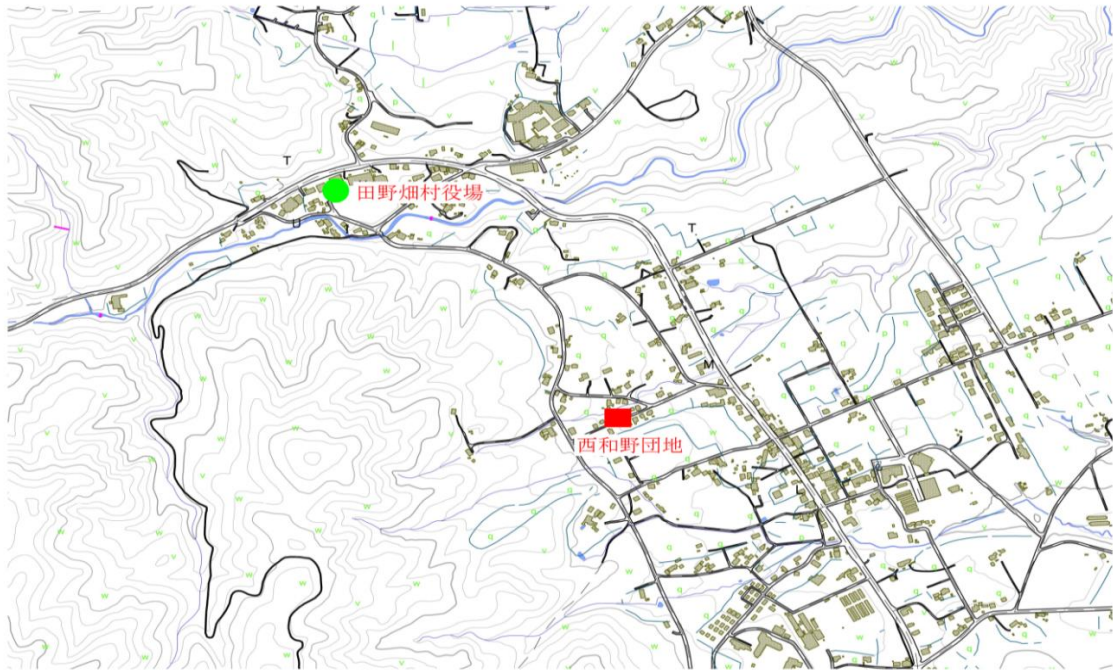


参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 3 - 2
要綱上の事業名称	(11) 飲用水供給施設・排水施設整備事業
細要素事業名	西和野団地法面整備事業
全体事業費	6,901千円
<p>【事業概要】 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本村の沿岸部において、住宅を失った被災者の居住安定を図るため、西和野地区への災害公営住宅2棟の住宅整備が平成26年9月に完了した。しかしながら、災害公営住宅建設完了後の平成29年度に、住宅の宅盤を形成する背後地の盛土斜面より湧水が確認された。当該湧水により、宅盤を形成する盛土法面が浸食され将来的に法面崩壊に至り、住宅に影響がでることが懸念されるため、その湧水の処理及び法面保護を行い、恒久的に安定した災害公営住宅の宅盤形成を行う。</p> <p>【経緯】 災害公営住宅建設において、地盤の強度及び形成等に問題ないか調査はしたが、現場状況は、草木等が繁みとなり、湧水の確認が見落とされたものと考えられる。その後、平成29年度に三陸国道事務所所管の三陸沿岸道路排水流末工事（大型水路設置工事）の際に、草木等が伐採され湧水があることが確認されたもの。 ●補足 当該箇所は、東部に丘陵地、西部および南部に山地を抱えた地形構成となっており宅盤の盛土背後地は、その沢目形状となり降雨の際は、周辺の雨水が集約される地形となっている。今回問題となっている湧水は、周辺山間部に降った雨が地表を流出せずに浸透したものが、地下水とし湧き出たものであると考えられます。</p> <p>【事業内容及び事業費】 湧水対策を要する範囲は災害公営住宅以外にも及ぶことから、事業費については災害公営住宅部分(復興交付金で措置)とその他の部分(村営住宅部分)とを住宅宅地面積によるアロケーションを行う。復興交付金措置範囲外(村営住宅部分)は村単独費で措置予定。</p> <p>※復興交付金措置範囲の考え方 法面对策を要する住宅の敷地面積全体に対する、災害公営住宅の敷地面積の割合(28.13%)で算出。</p> <p>■測量設計業務一式 6,015千円 ⇒復興交付金対象事業費 6,015千円×28.13%=1,692千円 ■工事費一式 18,516千円 ⇒復興交付金対象事業費 18,516千円×28.13%=5,209千円</p> <p>■合計24,531千円(うち復興交付金全体事業費6,901千円、村単独費17,630千円)</p> <p>【事業のスケジュール】 平成31年1月～令和2年11月 (今回報告)</p> <p>【基幹事業との関連性】 本事業は、災害公営住宅整備事業により整備された西和野団地の恒久的な安定を図ることを目的とし、法面整備を行うものであるから、基幹事業との関連性が認められる。</p>	

【位置図】



- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。